

令和3年度予算・税制改正に関する要望

(一社)日本航空宇宙工業会 税制分科会(藤井委員長、IHI)は、我が国航空宇宙産業に属する企業の競争力強化、税の公平性確保、企業活動阻害要因の排除、国際的整合性の見地から本年も税制改正要望をとりまとめた。

また、与党主催の会合に、関係する他団体と共に参加し、この要望書を提出した。併せて、概要を出席された国会議員へ説明し、格段の配慮が講じられるよう要望した。

参加した会合は次の3件。

1) 10月29日(木):「予算・税制に関する政策懇談会」(機械・工業関係)

自由民主党 組織運動本部 商工・中小企業関係団体委員会および政務調査会経済産業部会共催

参加団体:10団体(日本機械工業連合会、日本電機工業会、日本産業機械工業会、他)

2) 11月11日(水):「予算・税制に関する政策懇談会」(安全保障関係)

自由民主党 組織運動本部 安全保障関係団体委員会および政務調査会 国防部会共催

参加団体:10団体(日本郷友連盟、全国防衛協会連合会、防衛施設周辺整備全国協議会、他)

3) 11月13日(金):「政策要望懇談会」

公明党 安全保障部会主催

参加団体:3団体(日本防衛装備工業会、日本造船工業会、日本航空宇宙工業会)

今回の要望に際しては、新型コロナウイルス感染防止対応による社会活動の変化に伴う新たな働き方の進展に合わせ「新型コロナ禍対応」など13項目を要望した。

1. 新型コロナ禍対応要望

今般の新型コロナウイルス対応によるテレワーク等、社会活動における新たな働き方の普及に伴う税制の改革を求める。

1) 繰越欠損金の取扱いに関する改正要望

新型コロナウイルスの影響による企業業績の急激な悪化により、各企業にとって多額の欠損金計上に繋がる。同時に欠損金の控除スケジュールにも大きな影響を及ぼすこととなるため、グループ通算制度の一部改正を要望する。

具体的には、グループ通算制度においては親法人の開始前の繰越欠損金は子法人の所得とは相殺できず、親法人でのみ相殺することとなるため、連結納税制度と同様、親子関係となる法人間の相殺を許容するよう求める。

2) 事務作業の電子化に対応した制度改正要望

各企業は政府の指針に従い、テレワークの推進を進めており、社内書類の電子化、電子帳票の活用を推進している。

一方、国税関係帳簿書類の保存に関しては、電磁的記録による保存要領を電子帳簿保存法において詳細に規定されており、運用上の改善が必要である。したがって、事務作業費効率化を勘案した電子帳票の保存要件の緩和を求める。

3) 事務作業の業務効率化に対応した制度改正要望

各企業はペーパーレス化の推進、並びに業務の電子化を進め、事務作業の効率化を推進している。一方、国税関係手続に関しては、税金は郵送による納付書ベースの納税事務が

あり、租税条約関連の諸手続きに関しても紙ベースによる事務手続きが必要。そのため税務窓口での手続きに際して密となる状態を回避できない実情がある。

したがって、納税事務に関する諸手続きに関して電子申請化の推進を求める。

4) 印紙税の廃止若しくは抜本的な見直し要望

デジタル化社会の進展に伴い、電子商取引の普及によるペーパーレス化が急速に拡大している。作成文書を課税対象とする印紙税は、現状の経済活動において、不合理且つ公平性を欠く制度となっている。

印紙税の撤廃若しくは課税対象を制限するなど制度の抜本的な見直しを求める。

2. 研究開発促進税制拡充の要望

日本企業の国際競争力強化のためには、研究開発投資の増強・拡充が必須であり、試験研究費に係る税額控除制度はその強力な後押し効果をもたらすことから、一層の充実強化が図られるよう下記項目を要望する。

- 1) 試験研究費の総額に係る税額控除限度額を拡充し、現行の25%から30%に引き上げること。また、税額控除率についても維持・拡充を図ること。
- 2) 平成27年度税制改正で廃止された繰越控除制度を復活し、5年間繰越可能とすること。また、繰越控除制度の復活にあたっては控除限度超過額の繰越要件を設けないこと。
- 3) オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）について、更なる要件緩和と手続簡素化を図ること。
- 4) 企業会計に合わせて、研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却を容認すること。

3. 償却資産課税見直しの要望

償却資産に対する固定資産税については、国際的にも生産財に対する課税は極めて異例であり、日本の製造業の競争力強化という観点も踏まえ、廃止すべきである。

それが困難な場合は、減価償却制度の取り扱いに合わせ、5%の残存価額制度の廃止を要望する。

4. グループ通算制度に関する要望

改正されたグループ通算制度は、機動的な組織再編やグループ経営導入により日本企業の国際的な競争力強化を実現するために導入されているが、下記導入阻害要因を改善し、有効活用することを要望する。

- 1) 現状国内100%子会社のみが連結納税の対象となっているが、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくため、出資比率要件を大幅に緩和し、連結納税対象範囲を拡大すべき。
- 2) 地方税においても、連結納税制度を導入すること。
- 3) 寄附金とならない、連結経営支出費用として負担可能な費用を明確化すること。

5. 欠損金の繰越控除制度に関する要望

大法人の繰越欠損金の控除限度額が50%と諸外国と比べて大幅に見劣りする制度となっており、この制限の撤廃を要望する。また、繰越欠損金の繰越期限（現行10年）を無期限とすること、繰戻還付制度の復活（現在停止中）及び還付期間の延長（現行1年を2年に）を要望する。

6. 法人税等実効税率引き下げの要望

平成28年度税制改正により法人実効税率の20%台への引き下げが実現したが、国際標準に比べると未だ高い水準にあり、更なる法人

実効税率の引き下げを要望する。

ただし、財源確保のための課税ベース拡大や現行の外形標準課税等の強化と合せた法人税率引き下げは、慎重に検討すべきである。

7. 受取配当金の益金不算入制度見直しの要望

平成27年度税制改正で複雑化した国内受取配当金の益金不算入制度の縮小措置を見直し、二重課税排除のためにも株式等の所有割合に関係なく益金不算入割合を100%とし、持ち株比率1/3超の場合も負債利子控除の廃止を要望する。

また、外国子会社配当金益金不算入制度における益金不算入の割合を100%（現行は95%相当額）とすることを要望する。

8. 減価償却制度見直しの要望

日本企業の競争力強化及び景気刺激のためにも、企業の設備投資を税制面から支援するよう、下記項目を含めて減価償却制度の見直しを引き続き要望する。

- 1) 減価償却方法は資産の使用実態等により、適切な方法を選択すべきものなので、定額法と並び定率法を存続させること。また、定率償却に依拠した有用なファイナンススキームが国産航空機の販売促進においては極めて重要であるため、定率償却の維持が必要である。
- 2) 損金経理要件を撤廃すること。
- 3) 少額減価償却資産の損金算入限度額を10万円から30万円未満まで引上げること。

9. 消費税に関する要望

1) 消費税仕入税額控除における95%ルールの復活

課税売上を主とする事業者にとって、仕入は間接的であっても課税売上に資すると推測

され、課税売上割合による按分計算を適用すると、事業実態以上に事業者への負担が生じることになる。また、売上規模で取扱いを変える合理的な理由も無いため、従前の消費税仕入税額控除における95%ルールの復活を要望する。

2) 控除対象外消費税の損金経理要件の撤廃

控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件の撤廃を要望する。

10. 外国税額控除制度見直しの要望

- 1) 外国で直接納税し日本において控除対象となる外国法人税額については、その限度超過額や限度余裕額について現行3年間の繰越が認められているが、所得の減少額や外国法人税額が大きい等の事由により、現行の繰越期間では期間が短く控除できずに二重課税の負担が生じる可能性が生じることから、欠損金の繰越期間と同程度（10年）に延長することを要望する。
- 2) 外国税額控除を選択した場合、控除不能となった部分は損金不算入であるが、これによると最終的に二重課税が解消されないことから、控除不能となった繰越外国法人税については損金算入可能となることを要望する。

11. 手続きの簡素化・合理化等に関する要望

- 1) 法人税及び消費税の納付期限を事業年度終了後2ヶ月以内から3ヶ月以内に延長することを要望する。
- 2) 源泉所得税の納付期限を支払翌月末日

